

手付 宅建 H12-07-3 《#618》

【問】 正誤をつけよ。

買主Aと売主Bとの間で建物の売買契約を締結し、AはBに手付を交付したが、その手付は解約手付である旨約定した。Aが本件約定に基づき売買契約を解除した場合で、Aに債務不履行はなかったが、Bが手付の額を超える額の損害を受けたことを立証できるとき、Bは、その損害全部の賠償を請求することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 手付解除と損害賠償請求 【★基礎頻出】

解約手付による解除については、あわせて損害賠償請求をすることはできない

cf. 債務不履行解除と損害賠償請求 【★基礎頻出】

⇒ 債務不履行解除と、あわせて損害賠償請求をすることができる